

## 敦煌本論語疏について —經文を中心として—

まえがき

本稿は、梁・皇侃（晋・武帝永明六年A・D四八八——梁・武帝大同一年A・D五四五）の論語についての注釋である論語義疏。その論語義疏の唐抄本で、敦煌より発見された所謂「敦煌本論語疏」<sup>(1)</sup>の經文部分について検討を加え、その性格を解明しようとするものである。<sup>(2)</sup>この抄本には撰述者名を缺くが、中に「論語疏第二」と記されること、また内容が日本に傳わる皇侃の論語義疏と共通する點がある等から、皇侃の論語義疏の殘卷と認められるのである。

敦煌本論語疏の現存する部分を篇名でいえば、學而、爲政、八佾、里仁の各篇に相當するが、學而篇はその冒頭部分を缺き、里仁篇ではわずかに三章が存するのみである。また、學而、爲政、八佾各篇についても、他の論語諸本と比べた場合、約半數の章を缺いている。篇内の章の順序は、論語諸本と同じであるが、ただ八佾篇「子曰關雎樂而不淫」章のみ、次の「哀公問社於宰我」章と入れ替つてゐる。

周知の如く、論語義疏は中國では早く散佚してしまつたが、日本には室町期に抄寫された舊抄本が傳えられている。この舊抄本に本づい

て刊刻されたのが、次のテキストである。

(1) 根本遜志校正本（寛延三年・一七九一年刊）

(2) 根本本翻刻本（殿本、知不足齋本等）

(3) 武内義雄校本（大正十二年・一九二三年櫻德堂刊）

ただこの日本に傳わった舊抄本にしても、その抄寫時期を最も早くにさかのぼり得て室町時代初期であり、しかもいすれの舊抄本も中に形呂疏が竄入していることから見て、論語義疏としては相當の改變を受けている可能性がある。またこれら舊抄本は、文字の異同等細部についての異りは認められても、おおむね同一系統の本から轉寫されたものと見做して差し支えないようである。これに對し、敦煌本論語疏は、舊抄本とは形式・内容ともに異なり、異系統に屬するテキストと認められる。本稿は、舊抄本論語義疏を含む論語諸本との比較・検討を通じて敦煌本の解明をはかる。このことは、舊抄本、敦煌本、更に論語義疏の原本の究明に極めて重要な意味を持つものと考える。

高 橋 均

敦煌本論語疏（以下敦煌本と略稱）を、日本に傳わる舊抄本論語義疏

(以下舊抄本と略稱)と比較して先ず氣付くことは、經・注・疏の記述形式が異なることである。

日本の舊抄本は、

經文(大字、一行)——疏(小字、双行)

集解注(大字、一行)——疏(小字、双行)

經文(大字、一行)——疏(小字、双行)

集解注(大字、一行)——疏(小字、双行)

という形式である。これを學而篇「有子曰信近於義」章で見てみよう。

有子曰信近於義言可復也復猶義也

信不欺也不欺義也

復猶義也復猶義也

也

復猶義也義不必信、不必義也以其言可反覆故曰近於義也

若如往竟則不得爲向者通也

言信不必合宜言信不必合宜

恭近於禮遠耻辱恭是禮從禮是恭別若遷從

恭不合禮非禮也以其能遠恥辱故曰近於禮也

此注亦不依向通也

因不失其親亦可宗敬也因猶親也人能所親也

其親者其親者

孔安國曰因親也言所親不失其親亦可宗敬也亦會一通於喪服云繼母與

一方敦煌本は、經文が數句まとめて大字・一行で記され、その經文の末尾或いは間に集解注が小字・双行で記される。注は、短文のものについては全文が、長文のものについては冒頭より七、八字が記され、後は「云々」で省略される。集解中の注者名はまったく記されていない。疏はその冒頭に、經文と同じ大字で「此」という一字を置き、以下に小字で該章の要旨、ついで各經文の梗概が記されている。この後に一字分の空格を置いて、經及び集解注についての疏が示される。敦煌本では、疏に關連する經・注は句ごと省略なく提示され、その末尾に「者」字があり、下に一字分の空格があり、疏文が記されて

いる。疏文中に引かれた經・注には、稀にではあるがその句の頭に「經」あるいは「注」字を置く場合がある。これを同じく「有子曰信近於義」章で示そう。

有子曰信近於義言可復也注復猶義也恭近於禮遠耻辱恭不合禮非禮此明有子說不近於其禮則遠於恥辱或問曰不合宜之信云何曾尾生與女子以下略因不失其親亦可宗其親亦可宗也其親者此明有子盲人能因其所親不失其親則此人之重德可宗也其親定指何親者若近而皆之曰以下略

舊抄本と敦煌本の兩者の經・注・疏の記述の形を比べてみれば、その違いは明瞭であろう。舊抄本は適宜に區切られた經文、及びそれの注の、それぞれの下に疏を置き、特に章としてまとめた記述がなされていないのに對して、敦煌本では經文の間に集解注を挿んで數句をまとめ、しかもそのまとめた經文下に「此明……」という要旨を示す疏と經・注についての疏を置いていることから推測して、あたかもそれを一章と認めているかのように見える。それではこの章立てをしている敦煌本と、他の論語とではその章立てに違いはあるのだろうか。たとえば邢昺の注疏、朱熹の集注では、右に挙げた例はいずれも一章としている。しかし敦煌本は「有子曰信近於義言可復也恭近於禮遠耻辱」と「因不失其親亦可宗也」とを分け、それぞれの句に「此明……」という要旨を示す疏(通釋)と經・注についての疏を置いている。これをそれぞれ一章と認めるならば、敦煌本論語疏は注疏や集注とは異なる章立てを行なつていていることになる。しかしながら、敦煌本のこのような章の區切り方の違いは他の部分でも見られるものなのか、またこの區切り方をそのまま章と認めてよいのかということについては、もう少し細かに検討しなければならない。これが第一の問題である。次に字句の異同という問題がある。舊抄本と敦煌本とでは、その經文

の字句に違いが見られる。右の例でいうと、敦煌本には舊抄本の「遠耻辱也」の也字、「亦可宗敬也」の敬字が無い。このような字句の異同を考察することは、舊抄本と敦煌本との關係を考えようとする時、きわめて重要な役割りを果すはずである。そして兩者についてのこうした異同の検討を通じて、舊抄本と敦煌本は論語諸本の中でのように位置づけられるのか、これが第二の問題である。以下、敦煌本の章の立て方及び經文の異同という二點に焦点をしづらり、敦煌本を検討してみたい。

文は省略する。注疏本と敦煌本との章の立て方が等しいものは○で示した。また注疏本の一章を敦煌本で分けている場合には、敦煌本經文冒頭に便宜的にA・Bを置いて、そのことを明示した。また敦煌本の經文が缺けている場合には「無し」としてある。經文の部分的な脱落については、特に示していない。

## 二

ここでは、敦煌本の章の立て方を中心に、それに附隨する問題について検討してみよう。

論語の各篇内が何章に分かれていたのかということについては、既に漢石經に章數の記載が見えており、さらに下つては、陸德明の經典釋文に、陸德明が依つた所の論語集解各篇の章數が記されている。<sup>(1)</sup>しかしこれは、篇内に含まれる章の數であつて、篇内がどのように區切られていてか、つまり章の立て方がどのようであったかということまでは示していない。篇内各章の區切りを知ることの出来る早い資料は、邢昺の論語注疏である。<sup>(2)</sup>邢昺の注疏は、皇侃の義疏と同じく何晏の集解に基づき、その疏は、皇侃義疏の繁を削つて作られたといわれるように、極めて密接な關連を持つてゐる。そこで以下、注疏本の章の立て方と敦煌本の章の立て方を對照し、比較することによつて、敦煌本の章の立て方を検討して行きたい。

上段に邢昺注疏本の章を通し番號で記し、下段に敦煌本の經文を記す。例えば學而篇「學而時習之」章であれば一・一。但し注疏本の經

注疏本	敦煌本
一・一	敦煌本
一・一・四	上記三章無し
一・五	(A) 導千乘之國 (以下殘缺) (B) 敬事而信節用而愛人
一・六	子曰弟子入則孝出則悌謹而信汎愛衆而親人行有餘力 則以學文
一・七	子夏曰賢々易色
一・八	主忠信無友不如己者遇則勿憚改
一・九	曾子曰愼終追遠人德歸厚矣
一・一〇	子禽問於子貢曰夫子至於是邦必聞其政求之與抑與之與子貢曰夫子溫良恭儉讓以得之夫子求之也其諸異乎人之求之與
一・一一〇	子曰父在觀其志父沒觀其行三年無改於父之道可謂孝矣

一・一		無し			二・九		無し		
一・三		(A)有子曰信近於義言可復也恭近於礼遠恥辱 (B)因不失其親亦可宗也			二・一〇	○	子曰視其所以觀其所由察其所安人焉度哉		
一・四		無し			二・一一		無し		
一・五	○	子貢曰貧而無諂富而無驕何如子曰可也未若貧而樂富而好礼者子貢曰詩云如切如磋如琢如磨其斯之謂與子曰賜也始可與言詩已矣告諸往而知來者			二・一一一	○	子曰人而信無不知其可大車無輓小車無軌其何行之哉		
一・六		無し			二・一二		子張問十世可知子曰殷因於夏禮所損益可知其或繼周者雖百世可知		
二・一	○	子曰爲政以德譬如北辰居其所而衆星共之			二・一二四		無し		
二・二		無し			論語疏第二				
二・三	○	子曰導之以政齊之以刑民免恥導之以德齊之以礼有恥且格			三・一		孔子謂季氏八佾舞於庭是可忍也熟不可忍也三家者以		
二・四	○	子曰吾十有五而志乎學卅而立卅而不惑五十而知天命六十而耳順七十而縱心所欲不踰矩			三・二		雍徹子曰相維辟公天子穆々奚取於三家之堂		
二・五		孟懿子問孝			三・三		無し		
二・六		無し			三・四	○	林放問礼之本子曰大哉問礼与其奢寧儉喪與其易也寧戚也		
二・七	○	子游問孝子曰今之孝者是謂能養至於犬馬皆能有養不敬何以別乎			三・五	○	子曰夷狄之有君不如諸夏之亡		
二・八	○	子夏問孝子曰色難有事弟子服其勞有酒食先生饌曾是以為孝乎			三・六		季氏旅於泰山子謂冉有曰汝不能救與		

三・八		子夏曰問巧咲脩夸美目盼兮素以爲綺兮何謂也子曰繪事後素曰礼後乎			三・八		子夏曰問巧咲脩夸美目盼兮素以爲綺兮何謂也子曰繪事後素曰礼後乎		
-----	--	--------------------------------	--	--	-----	--	--------------------------------	--	--

三・九		子曰夏禮吾能言之杞不足徵殷禮吾能言之宋不足徵
三・一〇		子曰禘自旣灌而往者吾不欲觀之矣或問禘之說子曰不知也
三・一一		無し
三・一二		王孫賈問曰与其媚於奧媚於寵何謂也子曰不然獲罪於天無所禱也
三・一三	○	王孫賈問曰与其媚於奧媚於寵何謂也子曰不然獲罪於天無所禱也
三・一四		無し
三・一五		無し
三・一六		子曰射不主皮
三・一七		子貢欲去告朔之餼羊
三・一八		無し
三・一九		
三・二一		(A)哀公問社於宰我對曰夏后氏以松殷人以柏周人以栗曰使人戰栗 (B)子聞之曰成事不說遂事不諫既往不咎
三・二〇	○	子曰關雎樂而不淫哀而不傷
三・二二		(A)子曰管仲之器小哉或曰管仲儉乎曰管氏有三歸官事不攝焉得儉 (B)曰邦君樹塞門管氏亦有樹塞門邦君爲兩君之好有反玷管氏亦有反玷

三・一三		無し
三・一四		(A)儀封請見者 (B)天將以夫子爲木鐸
三・一五	○	子謂韶盡美矣又盡善也謂武盡美矣未盡善也
三・一六		無し
三・一七		無し
四・一	○	子曰里仁爲美擇不處仁焉得智
四・二		
四・一八	○	子曰事父母幾諠見志不從又敬而不違勞而不怨
四・一七		以下無し

右の注疏本と敦煌本の經文各章の對照からも明らかなように、敦煌本には、學而篇で十六章中十章、爲政篇で二十四章中十五章、八佾篇では二十六章中十八章、里仁篇では二十六章中二章が存在し、これ以外の章は見えない。<sup>12)</sup>これらの内、表中に○印で示した注疏本と敦煌本とで章の立て方が等しいものは、學而篇で五章、爲政篇で七章、八佾篇で六章、里仁篇で二章である。つまり敦煌本に存在する章は、章數でいえば注疏本の約半數であり、章の立て方まで一致するのはその内のさらに半數ということになる。ここでは、殘る半數の、章の立て方が敦煌本と異なる例について以下検討してみよう。

まず注疏本では一章とするものの、敦煌本では章を分けている場合をとり上げる。學而篇一・一は、その冒頭部分を缺いているが、疏か

ら判断すると「學而時習之……」の句が存在したことは確かである。そして敦煌本ではこの章を「學而時習之……不亦樂乎」の部分と「人不知而不愠不亦君子乎」の部分とに分け、それぞれに章の要旨ともいべき疏（「通釋」）と經・注についての疏が置かれていたようである。缺けている「學而時習之……不亦樂乎」についての「通釋」は明らかではないが、この句の經・注についての疏は存しており、「人不知而不愠不亦君子乎」についていえば、「此明學問已成能爲人師爲君之法也」という「通釋」と經・注についての疏が置かれている。敦煌本のこのような記述は、一章を便宜的に二つの部分に分けているに過ぎないのだろうか、それとも別章として分けているのだろうか。

これと同様の例が、一・五、一・一三、三・一一、三・一一、三・一四（但しこの章は缺落が多い）の各章である。敦煌本について、これらの章を別章であると見るならば、敦煌本の各篇の章數は當然のことながら増加し、例えば學而篇では十六章は三章増加して十九章となるはずである。

ここに挙げた六例の内の一・五について敦煌本を調べてみると、「子曰導千乘之國」の句に續く「敬事而信節用而愛人」の句は、他の章の記述と異なり前の疏と行を改めていないことに気付く。といふことは、一・五についていえば、章を分けたそれぞれの句に「此明……」という「通釋」と經・注についての疏を備えているとしても、これを獨立した一章としているのではなくて、何等かの理由によって章を二分したものと見てよいようと思う。また三・一一についていえば、前句の「子曰管仲之器小哉……」についての疏の末尾「……不并事焉得儉也」の也字が、後の經文の「曰邦君樹塞門……」の上部に掛っている。わずか也字一字だけではあるがそなつていているというこ

とは、この個所が改行していないのではあるが、そうであれば、この章も前例と同じく一句に分かれてはいても、一章である。もしこれを一章と見て良いのであれば、注疏本の章の立て方と一致する。つまり六例中、少くとも一・五、三・一二の兩章の章の立て方は、敦煌本と注疏本は一致していることとなる。ここから推測して、残る四例についても、原来一章のものが二つの部分に分かれて記述されている、それが轉寫の過程でたかも別章のような形になってしまったと考えるのである。

次に三・一、三・二について敦煌本を見ると、敦煌本ではこの二章を合せており、章の要旨を示す「通釋」も經・注についての疏も、三・一、三・二に係わる疏はすべてまとめて章の後に置かれている。同様の例は、三・一〇と三・一一にも見えており、注疏本は別章であるが、敦煌本は合せて一章としている。もしもこれらの章を、敦煌本が注疏本と異なって二章を合せて一章としているのであれば、敦煌本八佾篇の章數は、「十六章から二十四章へと減少する。前に見た例は、いずれも注疏本の一章を敦煌本ではたかも二章のようには分けている場合であったが、ここでのように、注疏本は別章とし、敦煌本はその二章を合せている例も、この二例だけではあるが存在する。この二例をどのように判断したら良いのか。皇侃の義疏ではこの部分を敦煌本のような章立てとしていたのか、あるいは偶々敦煌本がこのようになっているのか、しばらく疑問のまま残しておく。

ところで、敦煌本には章の分け方では注疏本と一致するのだが、注疏本の經文と比べて章の後半句や前半句、あるいは章の一部分が缺けている章がある。章の前半句や後半句が無いとなると、これは章の立て方とも關つて來ることなので、次に検討してみよう。

まず一・七について注疏本と比べて見ると、敦煌本には「子夏曰賢々易色」の句のみ見え、後半の「事父母能竭其力事君能致其身與朋友交言而有信雖曰未學吾必謂之學矣」の句が見えない。そして疏の内容も「子夏曰賢々易色」に係わる内容のみで、後半句の見えない經文には全く及んでいない。次の一・八では、敦煌本は章の前半句「子曰君子不重則不威學則不固」が無く、後の「主忠信無友不如己者過則勿憚改」のみ見える。そして疏も、後の句についてのみで、前の句の敦煌本に見えない經文には及んでいない。同様の例を擧げると、三・九、三・一六、三・一七がある。これらについては、原來一章であったものが二つの部分に分けられて、それぞれに疏が繋がっていたものが、何かの原因でその前部分あるいは後部分が経と疏と一緒に失われてしまつたと想定できないであろうか。もしこの想定が成立するならば、これらの章は敦煌本ではたまたま前半部あるいは後半部が缺けてしまつているが、原來は注疏本の章の立て方と異なつていなかつたということになる。

次に三・一四については「儀封請見者」の句と「天將以夫子爲木鐸」

の句の二句に分れているものの、敦煌本にはここに引いた文が残るだけである。そして前の句に「儀封請見者」のように末尾に者字が置かれていることは、この句が疏中に經・注を提示する場合の記述であることを示しているが、この句が大字で記されていること、それとこの句の下に集解注「注儀蓋云々」、章の要旨を示す疏「此明封人掌衛邑封壙之人也……」が記されている等の理由から、疏ではなくて經文と認められる。また「天將以夫子爲木鐸」の下に繋がれた「此明封人說孔子聖道不亡失之由言天下有道將興故用孔子爲木鐸也」という疏の旁線部分は、敦煌本のこの章には見えない。「天下之無道也久矣」という

經文に對應しているから、これらの經文は原來は存在したはずである。こうしてようやくこの章の經文の半ばの存在が確認されるにすぎない。この章は、前部分、後部分共に經文が缺けているだけでなく疏も少いから、經と疏があわせて何かの原因によつて失なわれてしまつたのであろう。

また二・一三では、敦煌本は「……所損益可知」の下に「周因於殷禮所損益可知也」の句を缺いている。しかし、この章の梗概を記す敦煌本の疏を調べてみると「孔子學前三代礼法相因言殷代而因用夏礼及所損益之事可得而知周代因於殷礼及有所損益者亦可得知（以下略）」とあり、旁線を付した部分が經文の缺けている句と對應しているから、敦煌本の經文には原來この句は存在していたはずである。それが後になつて何かの原因によつて失なわれたもののように思われる。もしこの推定が正しければ、敦煌本が特に變つた經文を持つていてる譯ではないことが分かる。これと同じ例が一・五（「節用而愛人」句下に「使民以時」を缺く）、三・八（「…礼後乎」の下に「子曰起予者商也始可與言詩已矣」の句を缺く）である。

また二・五について見ると、敦煌本では經文はわずかに「孟懿子問孝」の一句のみであり、疏の文も舊抄本の疏と比べると少ないが、敦煌本に繋がっている疏を調べて見ると、疏の内容はこの句だけではなく章全體に及んでいる。となれば、敦煌本には原來經文が全て備つていたはずで、それが後に何かの原因によつて失なわれてしまつたもののように思われる。同様の例として三・六（章の後半の「對曰不能子曰鳴呼曾謂泰山不如林放乎」の句を缺く）がある。

以上検討した結果をまとめれば、敦煌本の章の立て方は注疏本のそれと一致していると判断して差し支えないであろう。但し三・一と

三・二、三・一〇と三・一では、注疏本は別章とし、敦煌本では合せて一章としているが、この點については更に検討を要する。また敦煌本では、章が丸ごと脱落しているばかりでなく、章の一部分が缺けている例も多い。しかしこれは、敦煌本が原来そうであったのではなくて、轉寫の過程で何かの原因によつてそういうことが起つたのであると想定する。

### 三

次に敦煌本と舊抄本<sup>(13)</sup>の經文の字句の異同を比較・検討し、それによつて、論語義疏の唐寫本である敦煌本と日本に傳つた舊抄本との近似度を經文の面より明らかにしたい。しかしそのためには、敦煌本と舊抄本とを對比するだけでは十分ではないと思われる。何故ならば、敦煌本についても舊抄本についても、それと論語諸本との關係が明らかになつてゐるとはいひ難いからである。<sup>(14)</sup>そこで、敦煌本と舊抄本にあわせて論語諸本をも比較・検討し、論語諸本の中での敦煌本と舊抄本の位置を明かにし、近似度を測る物指としたい。ここで取り上げる論語諸本とは、日本に傳わる舊抄本系統の論語集解、中國の論語テキストの標準となつた唐開成石經、邢昺注疏、敦煌より發見された論語集解、陸德明の經典釋文、さらに鄭玄注論語を含める。

敦煌本と舊抄本の比較・検討は次のよろな順序で進める。

- (1) 敦煌本の字句の誤り
- (2) 敦煌本と舊抄本と字句が一致する場合
- (3) 敦煌本と舊抄本と字句が一致しない場合

まず敦煌本の經文の誤りと思われる個所について検討してみよう。以下の論述で敦煌本經文を引く場合は〔〕で示し、検討個所には圈點を付す。經文下の數字は、篇章の番號である。

〔汎愛衆而親人〕一・六

人字について、論語諸本は全て仁字とし、人字とする本を見ない。また敦煌本の疏中の經文引用も「而親仁者」としている。普通による誤寫である。

同様の例として次の二例がある。

〔熟不可忍也〕三・一 諸本は孰とする。

〔巧唉舊兮〕三・八 諸本は僕とする。

〔齊之以刑民免。恥〕二・三

論語の諸本は「民免而無恥」としており、また敦煌本の疏中の經文引用も「人免而無恥者」故郭象云（中略）故曰人免而無恥也」としているから、「齊之以刑民免恥」とするのは誤りであろう。

〔子曰人而信無〕二・二二

論語の諸本は「人而無信」とする。敦煌本疏にも「若無信則不得立」とあるから、誤りであろう。

〔其何。行之哉〕二・二二

論語の諸本は「其何以行之哉」とし、敦煌本疏にも「何以行之哉」とあるので、誤りであろう。

〔子夏曰。問。巧唉舊兮〕三・八

曰問二字を諸本は「子夏問曰……」とする。敦煌本の誤りであろう。

〔儀封。請見者〕三・一二四

諸本は「儀封人請見」として、封字下に人字があり、末尾の者字が無い。敦煌本疏に「此明封人掌衛邑封壙之人也」とあることから見て、

人字が無いのは誤りであろう。また者字を置くのは、前にも觸れたがこの句が疏中に經文を提示した句とまぎれたためで、經文であれば者字の有るのは誤りである。

以上見てきた例は、誤りも比較的單純で抄寫時（敦煌本以前の抄寫時を含めて）に生じた可能性がある。ただ以下の例は、單純に敦煌本の誤りと見做す譯にはいかないかも知れない。

〔至於是邦〕一・一〇

敦煌本を除く諸本には、邦字下に也字がある。

〔夫子・求之也〕一・一〇

敦煌本を除く諸本には、子字下に之字がある。

〔所損益可知〕二・一三

敦煌本を除く諸本には、知字下に也字がある。

〔礼与其奢・寧儉〕三・四

敦煌本を除く諸本には、奢字下に也字がある。

右の例では、敦煌本が也字、之字を缺いていて、諸本といずれも異っている。ところが、也字や矣字を缺く例は敦煌本についていえば他にも見え、とりわけ也字については、右例以外に十二例ほど見えるが、これらは論語諸本中のいずれかに同文が見えるので、右の例とは分けてある。也字の異同については、後でまとめて検討する。

(2) 敦煌本と舊抄本と字句が一致する場合

ここで検討するのは、敦煌本と舊抄本とは一致していて、それを論語諸本と比べると、そのいずれかとの間に異同が生ずる場合である

〔道千乘之國〕一・五

この句の導字については舊抄本はいづれも導字としており、敦煌本と一致する。ところが唐石經、敦煌集解本（P三九六一）、注疏本はいづ

れも道字とし、異なっている。釋文に「道、音導、本或作導」とあることは、釋文の依った集解本は道字であり、他に導字とする本が有つたことが分かる。

同じく導字の見える爲政篇〔導之以政〕〔導之以德〕（II・三）についても右例と同じで、敦煌本と舊抄本は導字で一致し、唐石經、敦煌集解本（P二二六〇一）、注疏本は道字としている。

〔入則孝出則悌〕一・六

この句の悌字について、舊抄本はいづれも悌字として一致しているが、唐石經、注疏本は弟字である。釋文に「則弟、音悌、本亦作悌」とあることは、釋文の依った集解本は弟字で、他に悌字とする本が有つたことが分かる。

〔夫子求之也〕一・一〇

この句の之字について、舊抄本は敦煌本と同文であり、また唐石經、注疏本も同文である。ところが、正和抄本、宗重抄本、元應抄本、正平板、要法寺本等の日本に傳わる集解諸本にはいづれも之字が無く、「夫子求也」とする。

〔人之求之與〕一・一〇

この句について、舊抄本は同文（末尾に也字を置くが、それは別に検討する）であり、また唐石經、注疏本も「人之求之與」とし同文である。ただ正和抄本、宗重抄本、元應抄本、正平板、要法寺本は「人求之與」とし、建武抄本は「人之求與」としている。

〔奚取於三家之堂〕三・一

この句については、舊抄本ばかりでなく多くの本がこれと同文であるが、日本の集解本の中で正和抄本、要法寺本は於字が無い。

〔汝不能救與〕三・六

この句について舊抄本は同文であり、日本の集解本も同文であるが、唐石經、注疏本では不字を弗字としている。

〔里仁爲美〕四・一

この句について、舊抄本は同文であり、また唐石經、注疏本、ト天壽鄭注本、敦煌集解本（P-二六七六）も美字とし、敦煌本と一致する。ただ正和抄本、宗重抄本、建武抄本、正平板では、美字を善字としている。

〔焉得智〕四・一

この句について、舊抄本は同文であり、正和抄本、建武抄本、宗重抄本、ト天壽鄭注本、敦煌集解本（P-二六七六）も智字で敦煌本と一致する。ただ唐石經、注疏本、永祿抄本、要法寺本は知字である。また釋文に「知、音智、注及下同」とあるので、釋文の依った集解本も知字であることが分かる。

〔又敬而不違〕四・一八

この句については、舊抄本論語義疏の中に異同があり、文明本を除く舊抄本は同文であるが、文明本のみ「又敬而以不違」とする。唐石經、敦煌集解本（P-二六七六）、注疏本、正和抄本、要法寺本、正平板は「又敬不違」として、而字が無い。また宗重抄本、元應抄本では「又敬以不違」とし、建武抄本は「又敬而不違」としつつ、而字の右旁に以字を補い、「イ本ニハ而モ以モ无シ」という校語が見える。文明本の經文は、これら集解本との校語が誤って經文中に入ってしまったのかかも知れない。

以上検討した九例は、敦煌本と舊抄本とが一致する例である。この九例を論語諸本との關りで見ると、唐石經、注疏本と一致しているのが四例、異なるのが五例である。また日本の集解諸本とは、一致しているのが五例、異なるのが二例、いずれと決めるかの出來ないのが

二例である。以上から、例は多くないが、敦煌本と舊抄本を論語諸本の中に位置付けるならば、日本の集解諸本により近く、同時に唐石經、注疏本ともそれほど遠くない經文をもつてゐるといえるようである。

(3) 敦煌本と舊抄本と字句が一致しない場合

敦煌本と舊抄本との間に異なりが見える例について、順を追つて検討を加え、その異なりを論語諸本の中に位置づけて見たい。

〔人之求之與。〕一・一〇

舊抄本及び永祿抄本は與字下に也字を置く。<sup>15</sup> 永祿抄本を除く日本の集解諸本、唐石經、注疏本のいづれにも也字は無く、敦煌本と一致する。

〔恭近於礼遠恥辱。〕一・一三

辱字の下に、舊抄本は也字があり、日本の集解諸本（除宗重抄本）、唐石經、注疏本のいづれにも也字が有るが、ただ宗重抄本にのみ無く、敦煌本と同文である。

〔富而好礼者。〕一・一五

この例で、舊抄本を含めて日本の論語諸本（除宗重抄本）には者字下に也字が有るが、宗重抄本のみ無く、敦煌本と同文である。

〔其斯之謂與。〕一・一五

舊抄本及び永祿抄本は、與字下に也字がある。他の本は敦煌本と一致。

〔告諸往而知來者。〕一・一五

舊抄本、日本の集解諸本（除要法寺本）には者字下に也字が有るが、唐石經、注疏本、要法寺本では敦煌本と同じく也字が無い。

〔人而信無不知其可。〕二・一二

この句について、舊抄本、日本の集解諸本、唐石經、注疏本とすべて

可字下に也字が有るが、ト天壽鄭注本のみ也字が無く、敦煌本と一致する。

〔子張問十世可知。〕二・一・三

この句について、舊抄本、日本集解諸本、唐石經、注疏本といずれも知字下に也字が有る。釋文に「十世可知也、一本作可知乎、鄭本作可知」とあることから、陸德明の依つた集解本にも也字が有るが、釋文の引く鄭本には也字が無いことが分かる。またト天壽鄭注本にも也字は無く、敦煌本と一致する。

〔殷因於夏礼所損益可知。〕二・一・三

舊抄本を含む論語諸本(除宗重抄本)には知字下に也字が有るが、崇重抄本のみ無く、敦煌本と一致する。

〔或繼周者雖百世可知。〕二・一・三

舊抄本、唐石經、注疏本といずれも知字下に也字が有るが、正和抄本、元應抄本、正平板に無く、敦煌本と一致する。

〔不如諸夏之亡。〕三・五

舊抄本、日本の集解諸本、唐石經、注疏本には亡字の下に也字が有るが、敦煌集解本(P二六七六)に無く、敦煌本と一致する。またト天壽鄭注本は「不如諸夏之亦」とするのでこれまた也字は無かつたようである。

〔夏礼吾能言之杞不足徵。〕三・九

舊抄本はこれと同文である。また永祿抄本、正平板、ト天壽鄭注本も同じい。しかし、正和抄本、宗重抄本、建武抄本、元應抄本、唐石經、注疏本のいずれにも、微字下に也字が有る。

〔殷礼吾能言之宋不足徵。〕三・九

舊抄本、日本集解諸本(除宗重抄本)、唐石經、注疏本のすべてに微字

下に也字が有るが、宗重抄本、敦煌集解本(P二六七六)、ト天壽鄭注本に無く、敦煌本と一致する。

〔或問禘之說子曰不知也。〕三・一

舊抄本、日本集解諸本、唐石經、注疏本といずれも敦煌本と同文であるが、敦煌集解本(P二六七六)、ト天壽鄭注本に也字が無い。

〔寧媚於寵何謂也。〕三・一三

舊抄本、唐石經、注疏本といずれも敦煌本と同文であるが、正和抄本、建武抄本、宗重抄本、永祿抄本に也字が無い。

〔獲罪於天無所禱也。〕三・一三

舊抄本、日本集解諸本(除元應抄本)、唐石經、注疏本といずれも敦煌本と同文であるが、元應抄本、敦煌集解本(P二六七六)、ト天壽鄭注本に也字が無い。

〔曰使人戰栗。〕三・二一

舊抄本、日本集解諸本(除永祿抄本、要法寺本)、ト天壽鄭注本には栗字下に也字が有るが、永祿抄本、要法寺本、唐石經、敦煌集解本(P二六七六)は無く、敦煌本と一致する。

以上挙げた十六例に、前述の敦煌本の誤りとした「至於是邦。」一〇、「所損益可知。」二・一・三、「禮與其奢。禮儉。」三・四を加えると十九例となる。この十九例中には、敦煌本と舊抄本とが一致する例が四例含まれている。その四例の内譯は、兩本共に也字が無いのが一例、也字が有るのは三例である。残りの十五例は、いずれも也字が敦煌本に無く、舊抄本に有るという異同で、しかも論語諸本にも有る場合が多いから、これは敦煌本に特殊のことであるように思われる。

次に也字以外の異同について検討しよう。

〔因不失其親亦可宗。也。〕一・一三

舊抄本、宗重抄本はいづれも宗字下に敬字が有るが、日本集解諸本〔除宗重抄本〕、唐石經、注疏本には敬字が無く、敦煌本と一致する。

〔子貢・曰貧而無詔〕 一・一五

舊抄本は「子貢問曰」とするが、日本集解諸本〔<sup>23</sup>〕、唐石經、注疏本はいづれも問字は無く、敦煌本と同じである。

〔未若貧而樂。〕 一・一五

舊抄本は樂字下に道字が有り、日本集解諸本も同じく道字が有る。唐石經、注疏本には無く、敦煌本と一致する。

〔子貢曰詩云如切如磋如琢如磨〕 一・一五

舊抄本〔除天文本〕、永祿抄本は「詩曰」とするが、舊抄本の天文本、日本集解諸本〔除永祿抄本〕、唐石經、注疏本は「詩云」としている。

〔譬如北辰居其所而衆星拱之〕 一・一

共字について、舊抄本間に異同があり共字と拱字に分かれる。敦煌本と一致して共字とするのは、清熙園本、青淵本で、拱字とするのは、文明本、天文本、國會圖書本である。日本集解諸本、唐石經、注疏本、敦煌集解本〔P1六〇一〕はいづれも共字で、敦煌本と一致する。釋文に「衆星共、鄭作拱、拱手也」とあるので、これに依れば集解本で共字、鄭注本で拱字としていたらしい。

〔子曰吾十有五而志乎學〕 一・四

舊抄本〔除く文明本〕は乎字を於字として「而志於學」とし、文明本は「而志學」<sup>24</sup>とする。集解諸本の中では、正和抄本、宗重抄本、元應抄本、正平板は「而志乎學」として敦煌本と一致する。唐石經、注疏本は上記諸本と異り「而志于學」とする。

〔七十而縱心所欲不踰矩〕 一・四

舊抄本は縱字を從字とする。正和抄本、宗重抄本、元應抄本、正平板

は縱字とし、敦煌本と一致する。唐石經、注疏本、敦煌集解本〔P1六〇一〕は從字とする。

〔天子穆々〕 三・一〇

舊抄本は「穆々矣」とするが、日本の集解諸本、唐石經、注疏本には矣字が無く、敦煌本と一致する。

〔子曰關雎樂而不淫〕 三・一〇

舊抄本は淫字を姪字とする。日本の集解諸本、唐石經、注疏本、敦煌集解本〔P1六七六〕は淫字とし、敦煌本と一致する。

〔官事不攝焉得儉〕 三・一一

舊抄本は儉字下に乎字が有る。日本の集解諸本、ト天壽鄭注本も同じく乎字が有る。唐石經、注疏本には無く、敦煌本と一致する。

〔管氏亦有樹塞門〕 三・一二

舊抄本の中に異同があり、清熙園本、青淵本、天文本は敦煌本と同じ。文明本、國會圖書本には有字が無い。日本の集解本では、宗重抄本、元應抄本に有字が有り、正和抄本、正平板に有字が無い。敦煌集解本〔P1六七六〕に有字が有り、ト天壽鄭注本、唐石經、注疏本に有字がない。

〔有反玷〕 三・一二

舊抄本はいづれも玷字で、唐石經、注疏本も同じ。正和抄本、宗重抄本、ト天壽鄭注本が玷字で、敦煌本と一致する。

〔子謂韶盡美矣又盡善。也〕 三・二五

舊抄本、永祿抄本は善字下に矣字が有る。集解諸本〔除永祿抄本〕、敦煌集解本〔P1六七六〕、唐石經、注疏本には矣字が無く、敦煌本と一致する。

除外例とし、残りの一例についてまとめるところとなる。敦煌本の字句が唐石經、注疏本と一致するのは八例、日本集解諸本と一致するのは九例、兩者と通じて一致するのは六例である。一方、舊抄本と他本との異同では、唐石經、注疏本と一致するのは二例、日本集解諸本と一致するのは二例、兩者と通じて一致する例は無い。この結果から、敦煌本と舊抄本とを論語諸本の中に位置付けるならば、敦煌本は、唐石經、注疏本、日本集解諸本と近い經文をもつてゐることが分かる。

### 結語

これまでの検討を通じて、敦煌本について次の結論を得る」とが出来た。

敦煌本の章の立て方にについていえば、轉寫される間に、一章が丸」と脱落したり、章の一部分が脱落したり、一章が分かれてあたかも別章のようになってしまった個所はあるものの、章の立て方は注疏本のそれと基本的に一致している。

敦煌本の經文についていえば、敦煌本には抄寫の際の誤りが散見し、また也字等のいわゆる助字が少ないという特有の問題はあるとしても、敦煌本は舊抄本と系統的にはかなり隔った位置にあり、それを論語諸本の中に位置付けるならば、唐石經、注疏本、日本集解諸本と近い。それに對して舊抄本の經文は、唐石經、注疏本、日本集解諸本と異なりも多く、論語諸本の中でも獨自の經文をもつてゐることが判明した。<sup>(2)</sup>

またこの敦煌本の検討から、唐代には日本の舊抄本と異なる形の論

語義疏が存在していたことは明らかである。その經文の特徴を概括していえば、形式的には章」とまとめられ、その字句は、唐石經、注疏本、日本集解諸本に近い系統である。

以上に述べたことは、敦煌本論語疏の検討によつて、始めて明らかになったのである。(一九八六、二、一〇)

注(1) 敦煌本論語疏(Pelliot chinois Touenhouang 3573)。本稿は、東洋文庫藏のマイクロフィルムに依つてある。閲覧の際の便宜に感謝する。

(2) 敦煌本論語疏の概略及び疏中の所謂「通釋」については、拙稿「敦煌本論語疏について——『通釋』を中心として——」(東京外國語大學論集第三十六號、一九八六年三月)を參照。また敦煌本論語疏の疏についての全般的な考察は機会を改めて行う豫定である。

(3) 王重民「巴黎敦煌殘卷錄第一輯」所收の論語義疏の項を參照。

(4) 敦煌本論語疏には、篇名は記されていない。

(5) 舊抄本論語義疏のテキストについては、林泰輔「論語年譜」、武内義雄「校論語義疏雜識」、「校本論語義疏校勘記」(武内義雄全集第一卷所收)、拙稿「論語義疏皇侃序札記」(東京教育大學漢文學部研究紀要第二五號)、同「論語義疏學而篇札記」(鹿児島大學教育學部研究紀要第三十五卷)、同「論語義疏爲政篇札記上、下」(東京外國語大學論集第三十三號、第三十四號)

(6) この點については、注五に示した拙稿を參照。

(7) 舊抄本に經文及び章を示す標示が無いわけではないが、その標示が原來備わっていたものかどうか疑わしいのでこういった。舊抄本のこの種の標示に觸れると、①文明本に見られる經文各句の冒頭に○を置き、特に章を示す標示はない、②清熙園本に見られる經文各句の冒頭に○、各章の初めに△を置く、③青淵本に見られる各章の初めにだけ○を置く。

以上の三つに分れるようである。そして③の章の立て方は邢昺注疏本

のそれと一致している。また論語義疏以外について章を示す標示を見てみると、ト天壽論語鄭注、敦煌本論語鄭注、敦煌本論語集解、あるいは唐石經などいずれも無いから、舊抄本論語義疏のそれも後に邢昺疏等によって加えられたものかも知れない。ただ最近目にした「敦煌本論語注本殘卷」（古典籍下見展観大入札會出品・昭和六十一年十一月）は、各

章の初めを△で標示しており、この例から見ると、清熙國本のような△による標示が古い形式を受け継いでいる可能性を否定出来ない。

(8) この疏の部分を筆者は「通釋」と名付ける。この「通釋」については注<sup>11</sup>の拙稿を参照。

(9) 諸釋によれば、漢石經各篇の章數は篇末に記されていた。例えば八佾篇などでは「凡廿六章」、陽貨篇については「凡廿六章」と見える。

(10) 陸德明は自分の依った集解本の篇數を各篇冒頭に「學而第一 凡十六章」「爲政第二 凡二十四章」の如く記している。また集解本と皇侃の義疏の章數が異なる場合は「子罕第九 凡三十一章 皇三十章」と記す。皇侃の義疏についてこの種の記事は一例だけである。また先進篇の釋文に「德行 鄭云以合前章、皇別爲一章」と記されるから、「德行顏淵」章を前章と合せた鄭玄本と分けた皇侃義疏本と第一章の差があったらしい。ただし篇の冒頭には「先進第十一 凡二十三章」と記すのみで、鄭本、皇本が何章であったかは記していないので分らない。

(11) 邢昺の注疏本の章の分け方は、疏の冒頭の「正義曰此章……」という記述を手懸りとした。

(12) 章が缺けている場合でも、マイクロフィルムで見るかぎり、その個所に脱落があったような空所があるわけではない。この抄本が抄寫される以前にすでにこれらの章の脱落は生じていた可能性がある。

(13) 舊抄本論語義疏は、文明本（龍谷大學藏）、清熙國本（天理大學藏）、國會圖書本（國會圖書館藏）、天文本（慶應義塾大學藏）、青淵本（東京

都中央圖書館藏）に限って用いた。

(14) 舊抄本と論語諸本との關係について、吉田寧「論語集解攷異」の序に「梁皇侃爲義疏、宋邢昺爲正義、並爲何解作疏、而所用經注互有異文、皇疏經注與舊本多同、而邢則多異」という。また武内義雄「校論語義疏雜識 四 經注の異同」参照。

(15) 日本に傳わる論語集解として、正和抄本（東洋文庫藏）、宗重抄本（同上）、永祿抄本（同上）、建武四年抄本（大東急記念文庫藏）、元應抄本（蓬左文庫藏）、正平板論語、要法寺本論語、及び吉田寧「論語集解攷異」を参照。本稿で参照した敦煌本論語集解は、P二六〇一、一六七六、三九六二である。

(16) 論語諸本といった場合、日本の舊抄本系の論語集解、唐石經、邢昺注疏、敦煌本論語集解、鄭注論語、經典釋文、及び舊抄本論語義疏の全てを指している。

(17) 敦煌本と舊抄本との一致例は、論語諸本のいずれかと一致しており、諸本のすべてと異なるという例はない。わずか九例ではあるが、この例から見ると論語義疏に獨自の經文が存在するというような想定は難かしいようになる。

(18) この個所以外にも舊抄本の經文が永祿抄本と多く一致することについては、既に吉田寧の論語集解攷異に指摘がある。

(19) この十五例を他本との異同でいえば、敦煌本が唐石經、注疏本と一致する例が $\frac{4}{15}$ 、日本集解諸本と一致する例が $\frac{3}{15}$ である。一方舊抄本が唐石經、注疏本と一致する例は $\frac{11}{15}$ 、日本集解諸本と一致する例は $\frac{12}{15}$ となり、敦煌本が也字については特異な様相を示していることは明らかである。

(20) 永祿抄本は貢字下に敬字を補っている。

(21) 永祿抄本は貢字下に問字を補っている。

(22) 唐石經は樂字下に道字を補っている。これについて、王朝渠「唐石經

改正」に「未若貧而樂下旁添註道字、按日本國所傳皇氏義疏有此字、七  
經考文則謂足利本有之」という。

比較・検討が必要となる。

(23) 文明本に於字が無いのは誤脱であろう。

(24) このことは、舊抄本論語義疏の經文が論語諸本の中でかなり特異なものである、ということを示している。注十四で紹介した吉田篤教の説及びそれを發展させた武内義雄の説、即ち、唐石經、注疏本等の中國に傳わった系統と、舊抄本集解諸本等の日本に傳わった系統との内、舊抄本論語義疏は後者の系統の影響を受けたものであるといふ説、には疑問を抱かざるを得ない。たしかに、集解諸抄本中の永祿抄本の經文と舊抄本論語義疏の經文と比較すると、兩者には一致している個所も多く、何等かの關連が存在することが認められる。しかし、この點については、武内博士は兩者のテキストの先後關係を誤認して右のような説を出したようと思われる。私見では、兩者は、舊抄本論語義疏が永祿抄本の影響を受けているのではなくて、逆に永祿抄本が舊抄本論語義疏の影響を受けている、それ故に兩者は一致する個所が多いと見るべきであろうと思う。このことについては、いずれ機會を改めて論じたい。

ここで更に觸れなければならぬことがある。それは阮元が論語注疏を校訂した際、舊抄本に本づいて刻された根本本論語義疏と他の論語諸本との異なりに注目し、その異同を校勘記に詳細に採り入れている。以後論語に注釋する人々も皇疏の異なりの面に注目した人は多い。しかし、敦煌本論語義疏と舊抄本論語義疏の經文の比較からこのような結論が出たことは、異なっているのは日本に傳わった皇疏＝舊抄本論語義疏であつて、これとは別の系統の皇疏＝敦煌本論語義疏が存在し、それはあまり異なつていなかつたといい得るのかも知れない。それでは、敦煌本と舊抄本とのいすれが皇侃義疏の原型に近いのか、いすれがより原本の様相を傳えているのかという問題であるが、以上進めてきた經文の比較だけからでは斷定を下すことは出来ない。その解明には、疏を含めた全體的な